掛川市条例第３４号

掛川市美感ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１０月６日

掛川市長

（別紙）

掛川市美感ホール条例の一部を改正する条例

掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表２の表中

「

ピアノ（ＣＦ６）	１台	2,050円

を

」

「

ピアノ（ＣＦ６）	１台	2,050円
電子オルガン	１台	1,020円

に改める。

」

附　則

この条例は、公布の日から施行する。